平成２８年（フ）第６１３号
神戸市北区青葉台25番12号
債務者　長田泰健こと　張　　泰健
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６２号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18　夢野団地２―1107号
債務者　神田　英熙
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７７号
神戸市兵庫区福原町25番４号　福原ハイツ302号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目25番10号　メゾンタカシナ101号
債務者　保手濱　斉
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９３号
神戸市長田区寺池町２丁目11番３号
債務者　秋山　辰夫
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３０号
神戸市東灘区住吉東町４丁目２番14―303号、従前の住所神戸市中央区中山手通７丁目11番15―303号
債務者　黒田　浩志
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３１号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番７―608号
債務者　更井　啓二
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４０号
神戸市兵庫区湊町３丁目２―５―717、住民票上の住所兵庫県明石市二見町西二見89番地の２　ウエステージ明石六番館901号
債務者　岡本　拡志
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４４号
神戸市東灘区森北町２丁目５番16号イルソーレ山手302号
債務者　三嶋　　恵
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３４３号
愛知県大府市長草町新池８番地　新池団地３棟108号
債務者　山岸　貴子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
大分県佐伯市平野町５番36号
債務者　神崎　美紀（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地23番地５
債務者　仲田　正憲
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第３９号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯208番地48
奥飛騨温泉薬師のゆ本陣寮
債務者　宮下　貴代
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１１４２号
名古屋市千種区竹越２丁目３番４号　エンゼル荘
債務者　山嵜　惠子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５号
三重県鈴鹿市弓削１丁目14番25号　ジアルフィー２Ｘ号室、前住所三重県鈴鹿市下箕田４丁目15番７号　鈴鹿グリーンビレッジＦ202
債務者　小菅　章利
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８１号
滋賀県栗東市総６丁目９番10―201号　湖南コーポリットー、前住所滋賀県栗東市辻691番地　グレイスカーサ201号室
債務者　松浦　　香
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８５号
大津市西ノ庄15―54―３―501、住民票上の住所滋賀県蒲生郡日野町大字石原1174番地
債務者　西村　貴博
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２１号
大津市南船路257番地
債務者　天川　　敏
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大津地方裁判所民事部